

番号	件名	意見・提案要旨	町の回答	所管課等	投稿日
1	農業委員会による許可証の郵送交付のお願い	現在、農地法の許可証の交付は窓口のみとなっています。そのため、許可証を受け取りに茨城町役場まで出向かなくてはなりません。当事務所の場合、茨城町まで往復で半日を要します。それゆえ、許可証の受け取りが大変な重荷になっています。したがいまして、業務の効率化を図りたく、郵送による許可証の交付をお願い申し上げます。	お問い合わせいただきました農地法の許可書の交付についてお答えいたします。 許可書の交付につきましては、今後は郵送による方法も対応してまいります。 なお、レターパックを申請書類に添付していただくなど、郵便料は申請者負担とさせていただきますのでご了承ください。 また、許可書の送付とあわせて「許可申請整理簿」を同封いたしますので、領収印欄に押印のうえ、ご返送いただきますようお願いいたします。	農業委員会	5月14日
2	役場、各課の来庁者への応対について	役場（駒場庁舎、ゆうゆう館を含む、町民課は除く）に行く用事でそれぞれの課の窓口に行くのですが、毎回の様に声をかけても顔を上げてもらえず、職員で雑談していることも見受けられました。感染症対策の透明のビニールがあるところは声が届かないようです。 町民に向き合う役場として、当面、応対カウンターにチャイムを置いて、改善してもらいたくお願いしたい。 職員の意識改革が進んで、改善されれば、撤去してもよいと考えます。よろしくお願い申し上げます。	この度は、貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございます。 ご意見の内容を踏まえまして、以下の通り対応をさせていただきます。 1 感染症対策のビニールにつきましては、窓口でのお声がけがよく聞こえるように撤去することにいたしました。（6月4日対応） マスク着用など、職員各自の判断により、感染症対策を講じてまいります。 2 窓口での職員の応対につきましては、来庁者がお見えになった時は、速やかに応対するよう職員全員に周知させていただきました。（6月4日対応）	総務課	6月3日

番号	件名	意見・提案要旨	町の回答	所管課等	投稿日
3	農薬の空中散布について	<p>回覧板で農薬の空中散布があることを知りました。農家さん個々が農薬を使うことは自由ですが、空中散布することの必要性は何なのでしょうか？</p> <p>どんなに気をつけていても、空中散布の場合、農薬を吸い込む可能性もあるし、動物にも影響があると思います。</p> <p>その危険性よりも農薬を空中散布する方を選ぶ理由を教えてください。</p> <p>個人的には、農薬の空中散布はやめていただきたいと思います。</p>	<p>空中散布に対するご意見への回答と今後の取り組みについて このたびは、農薬の空中散布に関して貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。農薬の使用、特に空中散布については、周辺環境や住民の皆様、動植物への影響を含め、さまざまご懸念があることを私たちも十分に認識しております。</p> <p>その上で、私たちが空中散布を継続せざるを得ない理由と、今後の対応について以下の通りご説明申し上げます。</p> <p><空中散布を行う理由とその必要性></p> <p>○農業現場の深刻な人手不足と高齢化 現在、農業従事者の多くが高齢であり、猛暑の中での地上散布は身体的負担が大きく、作業の継続が困難です。</p> <p>空中散布は、限られた人員で広範囲を短時間に処理できる手段として、現場の切実なニーズに応えるものです。</p> <p>○病害虫の急速な拡大への迅速な対応 いもち病やウンカ類などの病害虫は、発生から短期間で広がるため、迅速な防除が不可欠です。</p> <p>空中散布は、発生初期に広域を一斉に処理できるため、被害の拡大を防ぐ上で非常に有効です。</p> <p>○品質と収量の安定確保 病害虫による被害は、収穫量の減少だけでなく、米の等級や味にも影響を及ぼします。</p> <p>特にブランド米や輸出用米では、一定の品質基準を満たす必要があり、防除は欠かせません。</p> <p><安全性への配慮と今後の改善></p> <p>ご指摘の通り、空中散布には農薬の飛散による吸入リスクや、動植物への影響といった課題が伴います。これらに対して、私たちは以下のような対策を講じております。</p> <p>○散布前の周知徹底 周辺住民への事前通知、掲示、協力依頼を行い、散布時間や区域を明確にしています。</p> <p>○気象条件の厳格な管理 風速・風向き・湿度などを考慮し、飛散リスクの少ない条件下でのみ実施。</p> <p><空中散布をやめてほしいというご意見について></p> <p>空中散布に対して「やめてほしい」というご意見は、私たちにとっても非常に重く、真摯に受け止めております。理想を言えば、農薬に頼らずに病害虫を防げる農業が望ましいことは、私たちも同じ思いです。</p> <p>しかしながら、現時点では農業現場の実情や、収穫物の安定供給、品質維持の観点から、空中散布は「やめる」ことが現実的に難しい状況にあります。特に、気候変動によって病害虫の発生が増加している今、予防的な防除は不可欠です。</p> <p>空中散布は、農業の持続可能性と地域の食料安定供給を守るために「現実的な選択肢」であると考えております。しかし、それが周囲の方々に不安や不快を与えるものであってはならないとも強く感じております。</p> <p>今後も、引き続き農業生産における環境負荷の低減を目指し、化学肥料や農薬の使用を削減することで持続可能な農業を推進して参ります。</p> <p>今回、いただいたご意見を真摯に受け止め、より安全で環境に配慮した農業の実現に向けて努力してまいります。どうかご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>	農業政策課	7月5日
4	共同親権に関する民法改正の周知徹底および自治体ホームページでの情報掲載についてのお願い	<p>来年2026年5月に施行が予定されている、いわゆる「共同親権制度」に関する民法改正につきましては、昨年2024年12月23日付で文部科学省より各都道府県および教育委員会宛に通知が送付されたと承知しておりますが、現時点において、その周知が十分に進んでません。</p> <p>事例に倣い、改めてのHP上での通知・周知徹底をお願い申し上げます。</p>	共同親権につきましては、ホームページ上に掲載し、周知に努めてまいります。	町民課	8月6日

番号	件名	意見・提案要旨	町の回答	所管課等	投稿日
5	医療情報伝達カードについて	<p>茨城町内の老人施設に勤務をしています そこでは、時折救急車を呼ぶ事があります。急な体調不良で急いで救急車を呼ぶのですが、その際事前に救急隊から配られた、必要事項記入用紙があります。</p> <p>あれを、記入する事で救急車を呼ぶまでに時間を要しています。あれは、今後も必要なのでしょうか？令和5年頃に配布されて、特段改正もなく、記入する事で何か良い事が起きている様には感じ取れません。病院に渡して医師と連携している様にも見受けられません</p> <p>改めて、あの用紙は必要なのでしょうか？</p>	<p>このたびは、当消防本部救急事業に関しまして貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>今回いただきましたご意見についてですが、施設等の皆様にはとても負担の大きいものと思われますが、この医療情報伝達カードは当消防本部では、一定の成果があると考えております。</p> <p>理由としましては、施設等では傷病者を見ている方と違う方が同乗することがよく見受けられ、そのような場合にはとても有効となりますし、記載されていれば、救急隊からの質問等も減り、時間短縮に繋がっていると思っております。</p> <p>医療情報伝達カードの記載されている項目は、救急隊が聴取する内容をまとめたものですので、救急隊が到着までに記載（表面だけでも）していただけるとありがたいです。記載できなければ項目を口頭で回答できるようにしていただければ良いと考えております。</p> <p>各施設で対応は違うとは思いますが、個人別に表面だけ記載をしてパソコンで保存している施設もあります。使用しやすいように使用していただけると幸いです。なお、医療情報伝達カードは任意でお願いしているものですので、強制ではありません。</p> <p>今回のご意見を、当消防本部にて共有のうえ、今後改善に向けて検討を進めてまいります。</p> <p>貴重なご意見をありがとうございました。</p>	消防本部	10月6日